

(別紙)

番号 シーン名	事実の摘示： 具体的な放送内容	原告の社会的評価 の低下	真実ではないこと	証 拠	反論	証 拠	被告反論への反論(原告主張)	証 拠
01 「導入/ タイトル」	冒頭～2分 ナレーション:「日本 政府が推し進める戦 没者の遺骨収集事業 。しかし、この中に フィリピン人の遺骨 が大量に含まれてい るといふ疑惑が、今 、持ち上がっている」 テロップ:”疑惑の 遺骨”を迫え-戦没 者 遺骨収集事業の 闇-	原告が行う戦没者 遺骨収集事業にお いて、フィリピン 人の遺骨が大量に 含まれている疑惑 があり、原告が行 う戦没者遺骨取 集事業には「闇」が 有る、との印象を 与え、原告の社会 的評価を貶めた。	一部人間の中傷を 持ち上げ、被告が 疑惑のないところ に疑惑があると言 っている。闇の無 いところに、闇が 有るかのように表 現している。	甲 1 他 、 別 途 提 出 予 定	ア 映像とナレーションとの間に不一致はない 本件番組冒頭では、被告が独自に入手した、原告関係者が遺骨を焼 骨している映像と同時に、「日本政府が推し進める戦没者の遺骨収集 事業」「しかし、この中に、フィリピン人の遺骨が大量に含まれてい るといふ疑惑が、今、持ち上がっている。」というナレーションが流 れている(乙1・1頁、甲4)。「この中」とは「日本政府の遺骨収 集事業により収集された遺骨の中」という意味であることは、上記映 像及びナレーションから容易に理解できる。 原告は日本政府から全面委託を受けてフィリピンで遺骨収集を行っ ており、原告が行う遺骨収集活動は日本政府が行う遺骨収集活動の一 部をなすものであるから、原告関係者が遺骨を焼骨している映像は、 すなわち日本政府が行う遺骨収集事業の映像である。よって、上記映 像と、「日本政府の遺骨収集事業により収集された遺骨の中に、フィ リピン人の遺骨が大量に含まれている」といふ疑惑が持ち上がってい る。」という趣旨のナレーションとの間に何ら不一致はない。 イ 冒頭の映像は誇大演出ではない 番組全体から明らかなおと、本件番組の趣旨は「原告が関与する ようになった以降に日本政府の遺骨収集事業により収集された遺骨 の中に、フィリピン人の遺骨が混入している疑いがある」ということ である。原告がこれまでに収集した遺骨の数が、千鳥ヶ淵に納骨され ている全遺骨の数と比べてどの程度の量かということは、上記番組の 趣旨と関係がないから、冒頭の映像は誇大演出でも何でも無い。 ウ 「闇」といふ表現は誇大表現ではない 上記1で述べたとおり、原告がフィリピンで収集した遺骨の中に、 フィリピン人の骨が混入している疑いがあることは事実であるから、 そのような疑惑を本件番組では「闇」と表現している。疑惑を「闇」 という言葉で表現することは一般的にみてありふれたことであり、誇 大表現ではない。	乙 1 、 甲 4	ア 焼骨の映像とナレーションは、一致していない。 冒頭映像の「焼骨式」の映像は、日本政府の管理下を離れた、原告独自の活動 によるものであり、日本政府の遺骨収集活動の一部をなすものではない。この時 の日本政府の遺骨収集団は、原告の活動に反対する勢力から様々な妨害工作を受 けており、活動の途中で政府は撤退を余儀なくされ、何も出来ずに帰国してしま った。その後、中止を受け入れなかった原告が、単独で「焼骨式」を強行したも のである。よって、本件番組にある「日本政府が推し進める戦没者の遺骨収集事 業」といふナレーションは、映像と合致していない。 そればかりか、被告が準備書面で述べているように、「委託を受けた原告が行 っている活動であるから日本政府の収集活動であろう」と勝手に推測し、確認取 材を行わず放送した、被告の安易な取材姿勢を証明している。 イ 千鳥ヶ淵戦没者御苑の映像は、明らかに誇大演出である。 被告が述べるように、本件番組が、「原告が関与するようになって以降の日本 政府の遺骨収集事業」に対する疑惑の指摘であるのなら、該当事業によって納骨 された量が、千鳥ヶ淵戦没者墓苑には僅かしか入っていないのであるから、墓苑 の映像を出して「祈りの先に有るのは、果たして日本兵の遺骨なのか」とナレ ーションを入れるのは、それだけでも、事実と合致していない。 また、一般の視聴者の普通の注意を基準とすれば、「千鳥ヶ淵戦没者墓苑」の 映像を見ながら「祈りの先に有るのは、果たして日本兵の遺骨なのか」とのナレ ーションを聞けば、「墓苑の中に入っている遺骨の多数が日本兵のものでは無い のかもしれない」とイメージするのは自然であり、番組趣旨に該当する実際の納 骨量との差は、あまりにも大きく、誇大演出であることは免れない。 ウ 「闇」といふ表現は、誇大表現である。 一般的に、疑惑を「闇」と称する時は、疑惑が事実である可能性が、非常に濃 厚で有る場合に限られ、「単に疑いが生じている」程度の場合には、闇という言 葉は用いられない。よって、被告の言葉の認識は正しくない。 また、本件番組における摘示事実は、「大量に遺骨が混入している疑惑が事実 である」といふものであるから、その意味では「闇」といふ表現は、一致してい るが、摘示事实在真実では無いので、結果、誇大表現であることに変わりはない。	甲 4、 乙1

<p>02 「アバタン 村民男性 ①」</p>	<p>6分30秒～8分頃 ナレーション:「遺骨を日本のグループに渡してお金を得たという男性に出会うことが出来た」「その男性は日本兵とフィリピン人の遺骨が混じって放置されていると祖父から聞かされていた」 テロップ:「すべてが日本人のものかどうか分からない」と伝えましたが、何も聞かずに「1・2・3…」と数え始めたのです。そして「48体」という結果が出て、一つもはじかれませんでした。つまり「すべて日本人の骨」ということになったのです。 ナレーション:「男性は労賃という名目で、遺骨1体あたり500ペソ計24000ペソを手に入れた」「原告から受け取ったのは日本円にして、およそ5万円。年収の半分に相当する大金だった」</p>	<p>原告が、遺骨を受け取る時に、日本人のものかどうかを確認せずに、数だけ数えて、1体辺り500ペソ換算の大金を渡すという方法で遺骨収集を行っている、との印象を与え、原告の社会的評価を貶めた。</p>	<p>日本語訳に誤訳が有る。放送内容が被取材者の意図とは、全く違うものになっている。インタビュー内容は、捏造されたものである。「労賃」を遺骨の数に応じた金額であると虚偽放送している。24000ペソは、男性一人が受け取った金額では無い。男性と年収の話せず、勝手に大金であると決めつけて放送している。</p>	<p>甲 2 他</p>	<p>ア アバタン村男性の発言の翻訳は正確である 本件番組内で放送されているとおり、アバタン村男性は、被告の行ったインタビューに対して、「『全てが日本人のものかどうか分からない』と伝えましたが、(被告代理人注:原告は)何も聞かずに『1, 2, 3・・・』と骨の数を数え始めたのです。そして、『48体』という結果が出て、一つもはじかれませんでした。つまり、『すべて日本人の骨』ということになったんです。」と述べている(乙1・3頁)。上記は、アバタン村男性がフィリピンの現地語であるトゥワリ語で発言した内容を、被告が本件番組制作にあたって日本語に翻訳したものであるが、上記翻訳は発言の前後の文脈を踏まえたうえで正確になされたものである。イ 本シーンのナレーションはアバタン村男性へのインタビュー取材に基づくものである 本シーンでは、①男性は、去年、「空援隊」という日本のグループが「日本兵の遺骨」を集めていることを知った。「遺骨を見つけるとお金をくれる」というのだ。男性はすぐに、骨を探し、空援隊のもとに持っていった。骨を見つけたのは山奥の洞窟。「日本兵とフィリピン人の遺骨が混じって放置されている」と祖父から聞かされていた。②男性は、「労賃」という名目で遺骨1体あたり500ペソ、計24000ペソを手に入れた。③空援隊から受け取ったのは、日本円にしておよそ5万円。年収の半分に相当する大金だった。というナレーションがなされている(乙1・3頁)。上記①の点に関しては、アバタン村男性が被告のインタビュー取材に対して述べた事実に基づくものである。なお、原告提出のアバタン村男性の陳述書(甲2)においても、アバタン村男性はインタビューに対して「私の先祖は、フィリピン人の骨が混じっているかどうかは知らない」とコメントしたと記載されている(和訳3頁14行目)。すなわち、このアバタン村男性が、遺骨がすべて日本兵のものであるという認識なしに遺骨を提出したことは明らかである。上記②も、アバタン村男性が被告のインタビュー取材に対して述べた事実に基づくものである。このことは、本件番組内のアバタン村男性のインタビューシーンで、アバタン村男性が労賃の額を尋ねられて、紙に「24000」と書いていることから明らかである(なお、アバタン村男性の陳述書(甲2)においても、和訳3頁下から10行目に、「村長が私にくれたのは(彼は24000ペソと書く)」との記載がある。)。また、遺骨が売買されていることは複数のフィリピンの公的文書(乙8～10)にも記載されており、複数のフィリピン人が被告以外のメディアに対して証言している(乙11、12)。上記③に関しては、被告の調査の結果、24000ペソはアバタン村周辺住民の平均年収の約半分に相当することが判明した。そこで、「24000ペソはア</p>	<p>乙 1 、 乙 8 ～ 1 0 、 乙 1 1 2</p>	<p>アバタン村民男性が、本件放送を見た後、自らの発言に対する字幕と、ナレーションについて、「私がインタビューを受けたものや、住民が述べたこととは、大変に異なったものだった。」と宣誓証言(甲2)している。 被取材者本人が、「事実と違う」と言っているのであるから、被告に弁解の余地は無い。 ア アバタン村民男性発言の字幕について 被取材者本人が、自らの発言を英訳した内容は、次の通り —— 「結局のところ、彼らはすべての骨を得た、というのは、もし1, 2, 3と拒否されたなら、それは残されることになっただろうから。」 「すべてで48体で、ひとつも返されなかった。それが私の知っていることで、故にそれは純粋に日本人の骨であるということだ。」(甲2)である。 つまりは、被告取材者に「日本人の骨だったことが証明できるのか」と問われたので、「原告が、全ての骨を持って行ったという事実から、日本人の骨であることに間違いは無い。」と回答したものである。 これに対し、被告が、発言の前後の文脈を踏まえた上で正確に翻訳したとするものが、本件番組の該当シーンであると主張するが、上記被取材者の発言とは、全く別の事象、文脈になっているのは、比べてみれば、明らかである。 イ 本シーンにおけるナレーションについて ナレーションの間違っている部分は、下線部である。 「骨を見つけたのは山奥の洞窟。①「<u>日本兵とフィリピン人の遺骨が混じって放置されている</u>」と祖父から聞かされていた。」 「男性は、②「<u>労賃</u>」という名目で遺骨1体あたり500ペソ、計24000ペソを手に入れた。空援隊から受け取ったのは、日本円にしておよそ5万円。 ③<u>年収の半分に相当する大金</u>だった。」 上記①に関する、被取材者の供述は —— 「先祖から聞いた話がある、それは第二次世界大戦がちょうど終わった後のこと、彼らは、散在している骨を見つけ、それを集め大きな岩の下に穴に埋めた。私の先祖は、フィリピン人の骨が混じっているかどうかは知らない。」(甲2)というものであるが、 これに対し、被告は「この男性が、遺骨が全て日本兵のものであるという認識なしに遺骨を提出したことは明らかである」と述べているが、その点を以て、ナレーションが正確であることの理由になっていない。 仮に、この男性もその祖父も「遺骨が全て日本兵のものかわからなかった」としても、本件番組の字幕に有るような「日本兵とフィリピン人の遺骨が混じって放置されている」と、混入を断定する根拠になりえないからである。 もちろん、この男性もその祖父も、遺骨が全て日本兵のものかどうか全くわからなかったわけではない。この地方では、遺骨は非常に神聖なものであり、代々祖先の骨をとっても大切に保管されているので、戦後、野山に散在している骨があ</p>	<p>甲 2、 甲 9、 10、 乙 11、 12</p>
--	--	--	--	-----------------------------	--	---	--	--

				<p>バタン村周辺住民の一般的な年収の半分に相当する大金である」という趣旨で上記ナレーションをしたのであり、上記ナレーションに何ら不適切な点はない。</p>	<p>るとすれば、それは、そのまま日本兵のものであると容易に推測される。先人村民たちは、野山に散在する骨々を大事に集めて、日本人墓地として埋めておいたのであるが、その話は、村では知られた話であり、この男性も祖父から聞かされていたのである。そうした骨を仲間たちと掘り出して、原告に渡したわけである。ただ、厳密に、全てが日本兵だけのものかどうかは、証明できないので「フィリピン人の骨が混じっているかどうかは分からない」と答えたのである。併せて、村では周知の話であったので、遺骨を引き渡す際に、わざわざ遺骨の発見状況を説明するまでも無く、村長もあらためて詳細を尋ねなかつただけである。</p> <p>上記②に関して、被告は「遺骨が売買されていることは、複数の公文書に記載されている」と主張するが、被告の提示する証拠に信ぴょう性が薄く、かつ、いずれも記載事項の真実性を担保していない。また、同時に被告は、「複数のフィリピン人が被告以外のメディアに対しても（遺骨の売買を）証言している」と述べるが、「原告が、遺骨一体あたり 500 ペソ換算して金銭を渡している」旨の記載は無い。更に、被告の提示した同じ証拠には「もちろん、250 ペソ程度の日当は払いますが、骨を買い取るようなことはしていません。そんなことをしたスタッフは即刻クビです。」（甲 9、乙 11）との原告倉田の発言や、「NPOは、旧日本兵の遺骨収集者に対する労賃として日当 250 ペソを支払っている」（甲 10、乙 12）との記事もあり、被告の主張が覆されている。</p> <p>上記③に関して、被告は、一度「答弁書」において、年収の額をアバタン村民男性に聞いていなかったことを認めておきながら、今度は、「調査の結果、アバタン村周辺住民の一般的な年収の半分に相当することが判明した」ので、「24000 ペソは、アバタン村周辺住民の一般的な年収の半分に相当する大金であるとの趣旨でナレーションをした」と苦しい言い逃れをするが、一般の視聴者の注意を基準としてこのシーンを視聴すると、「24000 ペソは、被取材者の年収の半分に相当する」という意味で理解すると判断するのが相当である。加えて、24000 ペソは、アバタン村民男性一人の日当では無く、彼と彼の仲間数名分の合計金額であるので、その点でもナレーションは不適切である。24000 ペソが一人分でないという点については、被告提示の証拠（甲 10、乙 12）にも「男は友人と一緒に…遺骨を収集」との記事が掲載されており、裏付けされている。</p>
--	--	--	--	--	--

<p>03 「新方式の紹介」</p>	<p>9分25秒～9分55秒 ナレーション:「委託を受けた原告は、それまでとは全く違う収集方法を取り入れました」「現地のフィリピン人に協力を求め遺骨を収集してもらいます。そして、労賃という形で、遺骨と引き換えに、お金を支払うことにしたのです」 図解:「遺骨」→「労賃」</p>	<p>原告は、現地住民に遺骨収集作業を依頼し、労賃という形で、遺骨と引き換えに、遺骨の数に応じた金を支払っているとの印象を与え、原告の社会的評価を貶めた。</p>	<p>労賃の説明部分が、虚偽である。「労賃」を恣意的に「労賃という名目」に表現を変えている。「労賃」を支払うことは、従来からある方法である。支払っているのは、遺骨の数に応じた金額では無い。</p>	<p>別途提出の予定あり。</p>	<p>上記1(5)で述べたように、これまで、フィリピンにおいて、遺骨収集に従事した住民に対して日当という形で労賃が支払われることはあっても、遺骨1体あたりという形で金銭を支払うという遺骨収集方式が取られたことはなかった。よって、「空援隊はそれまでとは全く違う収集方法を取り入れました」という本件番組のナレーションは事実に即したものである。また、原告は「労賃」という言葉を用いて遺骨発見者に対して金銭を支払っているため、被告は本件番組内において、「労賃という名目」「労賃という形」という表現をしたものである。上記表現は事実に合致したものであって、何ら虚偽ではない。</p>	<p>被告は、「1-(5)において述べたように、原告が、遺骨を発見したフィリピン人に対して、発見した遺骨の数に応じて金銭を支払うという遺骨収集方法を採用していることは明らかな事実である。」と述べているが、該当箇所にもそのような記載は無い。また、被告の提出した証拠には、「もちろん、250ペソ程度の日当は払いますが、骨を買い取るようなことはしていません」(甲9、乙11)、「NPOは、旧日本兵の遺骨収集者に対する労賃として日当250ペソを支払っている」(甲10、乙12)との記載が有り、逆に、被告の主張が覆されている。</p> <p>また、遺骨の発見者や集めて持って来た者に対して、労賃として報酬を支払うことは、日本の遺骨収集の歴史の中でも従来から行われてきていることであり、この点につき、被告は、単に取材不足で知らないだけである。</p> <p>よって、原告は、遺骨の数に応じて金銭を支払っているわけではないし、遺骨の収集者に対して労働報酬を支払うことは従来からもあることなので、そのことを以て、新方式なのでは無い。被告の認識は誤りであり、摘示され事実には真実性が無い。</p>	<p>甲9、10、乙11、12</p>
<p>04 「ワンワン村での会合」</p>	<p>10分45秒～11分35秒 ナレーション:「2日に渡って行われた原告と住民との話し合い」「村の住民からは、盗まれた遺骨が、原告に渡っているという非難の声が相次いだ」 テロップ:「骨を遺族に無断で勝手に持ち出すのは犯罪です」「この問題を解決すべきだ」</p>	<p>遺骨の盗難事件と原告の事業との関連性が高いとの印象を与え、原告の社会的評価を貶めた。</p>	<p>別の話し合いを繋げて、架空の話し合いシーンを捏造している。ワンワン村の盗難事件と原告は無関係であることを伏せて放送し、巧妙に関係があるように見せかけている。訴外亀井氏の存在を伏せ、中立・公平性を欠いている。</p>	<p>別途提出の予定あり。</p>	<p>ワンワン村における1日目及び2日目の集会はいずれも原告の参加のもと行われ、結果的にいずれの集会においてもワンワン村住民と原告との間で話し合いが行われたことは事実であり、原告もこれを認めている。だとすると、「2日に渡って行われた空援隊と住民との話し合い」という本件番組のナレーションは事実に合致したものである。</p> <p>また、2日目の集会において、ワンワン村住民からは、「骨を遺族に無断で勝手に持ち出すのは犯罪です。この問題を解決すべきだ。」という質問を初めとして、多数の原告を非難する趣旨の質問が挙げられたことはまぎれもない事実であり、「村の住民からは、『盗まれた遺骨が空援隊に渡っている』という非難の声が相次いだ」という本件番組のナレーションは事実に合致したものである。また、盗まれた遺骨が原告にわたっていることは複数のフィリピンの公的文書(乙8、9)にも記載されているし、複数のフィリピン人が被告以外のメディアに証言している(乙11、12)。</p> <p>そして、亀井氏が集会に同席していようがいまいが、ワンワン村住民から原告に対する非難の声が相次いだという事実が変わりはないから、亀井氏が本シーンに現れていないことに何ら不適切な点はない。</p>	<p>被告の主張は、明らかに、目先の事象に捉われた、筋違いの独自論、及び、開き直りの弁である。被告は「答弁書」において、1日目と2日目の会合が別目的であること、及び、訴外亀井氏がその場に居たことを認めておきながら、その会合がどのような目的であったとしても、誰が同席していても、原告と住民が話したのであるから、「2日に渡って行われた空援隊と住民との話し合い」というナレーションが事実に合致すると、言い逃れをしている。</p> <p>しかし、1日目の集会は、被告と村民との会合に、原告が立ち寄ったものであり、2日目の集会は、亀井氏と原告の話し合いに村民が同席したというものであるから、村民と原告の話し合いが主目的では無く、集会の主体も原告と住民では無いから、ナレーションは、事実を非常に歪めたものになっている。</p> <p>更に、亀井氏は、本件番組の冒頭で登場している通り、被告取材のきっかけ、原告の疑惑を投げかけた本人であるから、その本人が取材に同行し、かつ、村民と非常につながりが深いという事実は、本来、本件番組の疑惑と密接に関わる重大な事象であり、それを隠して放送し、かつ、亀井氏が同席していてもいなくても関係ないと言い直る、被告の良識が大いに疑われる。</p> <p>また、被告は、村民から原告非難の発言が複数出ていたことを理由に「村の住民からは、『盗まれた遺骨が空援隊に渡っている』という非難の声が相次いだ」というナレーションは、事実に合致したものだとして述べているが、本件番組のこのシーンのナレーションは――</p>	<p>甲4、乙1</p>

					<p>「(原告は)住民に、日本兵の遺骨収集への協力を呼びかけるために来たという。」</p> <p>「2日に渡って行われた空援隊と住民との話し合い。」</p> <p>「村の住民からは、『盗まれた遺骨が空援隊に渡っている』という非難の声が相次いだ」</p> <p>となっており、一般視聴者の視聴の仕方を基準とすれば ——</p> <p>「原告は、村民への説明に村にやって来て、2日に渡って集会を持ったが、住民からは、遺骨の盗難を非難され続けた。」つまりは「原告は、村民から、盗骨を2日間も非難され続けるくらい、怪しい団体である。」或いは、「村民が2日間に渡って非難をし続ける程、村では、盗難遺骨の問題は深く大きい。」</p> <p>と理解すると考えるのが妥当である。</p> <p>しかし、実際は、原告は、数日前に、村民から非難されることなく説明会を終えており、被告が村を訪れて、亀井氏子飼いの住民と一緒に、盗難遺骨の話が必要以上に大きくしなければ、住民の不安も広がることはなかったのであり、その摘示された事実は、真実とは大きく異なる。</p> <p>よって、被告の主張は、視聴者の視点を無視した、独自の言い逃れである。</p> <p>加えて、被告は、ここでも「盗難遺骨が原告に渡っていること」の根拠に、乙第8、9、11、12号証を使用しているが、いずれの場合も証明にはならないことは、既に明らかである。併せて、いずれの文書も本件番組には紹介されていないから、ワンワン村での会合の、真実性の証明とは、直接関係が無く、被告の主張は失当である。</p>
--	--	--	--	--	--

<p>05 「アバタン 村民男性 ②」</p>	<p>12分25秒～13分 15秒 テロップ：「宣誓 供述書」なんて書 いていません。書 いたのは村長で す。でも骨を山で 見つけたのか洞く つでみつけたのか など、詳しいこと は村長に説明して いませんけど。 じゃあ見つけた場 所は言っていない のですか。 言ってません。 ナレーション：「こ の村では全ての宣 誓供述書を村長が 一人で書いている のだという」</p>	<p>原告がいい加減な ものを根拠として遺 骨をかき集めている との印象を与え、原 告の社会的評価を 貶めた。</p>	<p>日本語訳に誤訳が 有る。 放送内容が被取材 者の意図とは、全 く違うものになっ ている。 インタビュー内容 は、捏造されたも のである。 「宣誓供述書」は、 弁護士立会いの 元、作成されてお り、一人で勝手に 書くことは出来な い。 法的に正式な文書 を「いい加減な文 書」であるかのよ うに虚偽表現して いる。</p>	<p>甲 2 他</p>	<p>アバタン村男性は、被告の行ったインタビューに対して、 「『宣誓供述書』なんて書いていません。書いたのは村長です」 「でも骨を山で見つけたのか洞窟で見つけたのかなど詳しいことは 村長に説明していませんけど」 「（被告代理人注：『じゃあ見つけた場所は言っていないのですか』と いう質問に対して）言ってません」 と述べている（乙1・5頁）。 上記も、アバタン村男性がトゥワリ語で発言した内容を被告が本件 番組制作にあたって日本語に翻訳したものであるが、上記翻訳は発言 の前後の文脈を踏まえたうえで正確になされたものである。</p>	<p>乙 1</p>	<p>上記（02）と同様に、アバタン村民男性が、本件放送を見た後、自らの発言に 対する字幕と、ナレーションについて、「私がインタビューを受けたものや、住 民が述べたこととは、大変に異なったものだった。」と宣誓証言（甲2）して おり、被取材者本人が、「事実と違う」と言っているのであるから、被告に弁解の 余地は無い。 このシーンのアバタン村民男性発言の字幕を被取材者本人が英訳した内容は、 次の通り—— 「…というのは、サインしたのは村長だけだ。」 「我々と仲間はサインしなかった。」 「彼らは、山で丘で洞窟で両親が彼らに話したものを掘って回収した。」 （被告カメラマンからの質問）正確な場所はないのか？ 「ない。」（甲2） である。 これに対し、被告が、発言の前後の文脈を踏まえた上で、正確に翻訳したもの とするのが、本件番組の該当シーンであると主張する。 上記被取材者の発言とは、全く別の事象、文脈になっているのは、明らかであ る。 加えて、被取材者本人も、「私は、そんなことは言っていない。私が村長に骨 を持っていった時、彼が私に何も尋ねなかったのは、我々はそのことについて以 前、既に話していたからだ、だから、彼は、既にそれが、純粋に日本人の骨であ ったことを知っていた。」と、証言している。（甲2）</p>	<p>甲2</p>
<p>06 「アバタン 村長」</p>	<p>13分40秒～14分 50秒 ナレーション：「日 本人の骨と何故い えるのかと問う と、徐々に本心を 口に始めた」 テロップ：宣誓供 述書といたって その骨がどこの何 の骨なのか、私に は確認のしようが ない。私にはそれ をチェックするこ となんて無理だ。 それでは供述書の</p>	<p>同上</p>	<p>日本語訳やナレー ションに誤りが有 り、放送内容は被 取材者の意図と は、全く違うもの になっている。イ ンタビューシー ンの内容は、捏造 されたものである。 「宣誓供述書」は、 弁護士立会いの 元、作成されてお り、状況を確認す ることなく、一人 で勝手に書くこと は出来ない。法的</p>	<p>甲 3 他</p>	<p>ア アバタン村村長の発言の翻訳は正確である アバタン村村長 は、被告の行ったインタビューに対して、「確かに宣誓供述書に『日 本人の骨だ』と書いたのは私です」「宣誓供述書といたってその骨 がどこの何の骨なのか—私には確認しようがない」「私にはそれをチ ェックすることなんて無理だ」「（被告代理人注：『それでは供述書 は意味がまったくないじゃないですか』という質問に対して）だって 怒られるんだよ。みんな遠いところから大変な思いをして骨を持って くるんだから供述書を書かないといたら、私が怒られるよ」と述べ ている（乙1・6頁）。 上記供述は、アバタン村村長がトゥワリ語 で発言した内容を被告が本件番組制作にあたって日本語に翻訳した ものであるが、上記翻訳は発言の前後の文脈を踏まえたうえで正確に なされたものである。 なお、原告提出の甲3においても、同村長は 「それ（被告代理人注：骨が日本人のものであること）が真実かどう か私にはチェック出来ない」（和訳下から12行目）、「遠くから骨 を回収してきた人々は怒るだろう、もし私が証明しなかったとした ら。」（和訳下から3行目）と述べており、本件番組中のテロップと</p>	<p>乙 1</p>	<p>ア アバタン村村長の発言の翻訳について 上記（02）（05）と同様に、アバタン村村長が、本件放送を見た後、自らの発言 に対する字幕と、ナレーションについて、「私がインタビューを受けたものや、 住民が述べたこととは、大変に異なったものだった。」と宣誓証言（甲3）して おり、被取材者本人が、「事実と違う」と言っているのであるから、この件につ いて、被告に弁解の余地は無い。 このシーンのアバタン村村長発言の字幕を本人が英訳した内容は、次の通り—— 「もし私が、宣誓供述書に書いているのなら、それは真の日本人の骨だ。」 「ほかの事は知らない。」 「それが真実かどうか、私にチェックは出来ない」 （取材班の質問）それは宣誓供述書が使えないということを意味するのじゃない か。 「もし私が証明しなかったらとしたら、遠くから骨を回収してきた人々は怒るだ ろう。」（甲3）である。 これに対し、被告が、発言の前後の文脈を踏まえた上で、正確に翻訳したもの とするのが、本件番組の該当シーンであると主張する。</p>	<p>甲 3、 乙4 -1.2 .3</p>

	<p>意味がまったくないじゃないですか。だって怒られるんだよ。みんな遠いところから大変な思いをして骨を持ってくるんだから。供述書を書かないといたら私が怒られるよ。</p> <p>ナレーション:「村長が書いた宣誓供述書を手した」</p> <p>「遺骨の発見状況を確認することも無く、これまでに2000体以上の遺骨を日本人の遺骨として提出したという」</p>		<p>に正式な文書を「いい加減な文書」であるかのように虚偽表現している。遺骨の数字が、でたらめである。</p>		<p>大差ない。</p> <p>イ 本シーンのナレーションはアバタン村村長への取材に基づくものである。「村長が書いた宣誓供述書を手した。遺骨の発見状況を確認することもなく、これまでに2000体以上の遺骨を日本人の遺骨として提出したという。」という本件番組のナレーションのうち、「2000体以上」という数字は、アバタン村村長への取材に基づくものである。原告がアバタン村で収集した正確な遺骨数は被告には確認ができないが、被告は、遺骨の収集に関与しているアバタン村村長の証言は信用性が高いと考え、アバタン村村長の証言をそのまま伝えたものである。加えて、被告は上記のとおりアバタン村村長からの伝聞であることが分かるようなナレーションにしているのだから、何の問題もない。</p>		<p>被告は、いずれも「大差ない」と主張しているが、かなり大きな表現が施されていることは、明らかである。</p> <p>また、アバタン村村長は、本件番組を見た後、「毎年、私は彼ら（住民）に日本人の骨だけを回収するように言っている。というわけは、日本人の墓と特定される場所の近隣のお年寄りに、とりわけ尋ねるようにと、言っているからだ。日本人の骨を回収する前には、住民と集会を持ち、日本人の骨であってフィリピン人の骨であってはならないと言った。」と証言している（甲3）。つまり、村長は、村民に充分説明をしたうえで、日本人の遺骨を集めてくるよう指示しているのであるから、その指示に従った村民の行為を認めず署名しなかったら、怒られるのは当然である。</p> <p>イ 本シーンにおけるナレーションについて</p> <p>被告は、原告がアバタン村で収集した遺骨数（862体）の2倍をはるかに超える「2000体以上の遺骨」をこの村から収集したとするナレーションをした理由として、アバタン村村長から聞いた話であり、伝聞の形で述べているから何の問題ないと主張するが、ミンドロ島の件では、自らが原告の収集数と資料との数の違いを強く指摘しておきながら、自ら報道において、その数字の根拠をきちんと取材して調べておかないというのは、非常に滑稽である。また、「2000体以上の遺骨を『日本人の骨』として提出したという。」というナレーションは、同時に出示された字幕「遺骨 2000体」とともに、宣誓供述書のズームアップの映像で放送されており、既に村長の映像とは、場面が変わったところで出されている点につき、一般の視聴者が、村長の談話だと認識して見る可能性は、極めて低く、「…したという。」という表現の言葉も、直接的な伝聞以外にも「そのように確からしい」と言う場合にも、通常用いるので、被告の主張は、単なる言い逃れである。</p> <p>また、被告は、「この村では全ての宣誓供述書を村長が一人で書いている」、「村長が書いた宣誓供述書を手した」とのナレーションをし、村長が一人で勝手に書いているかのような事実の摘示をしているが、被告提出の証拠「宣誓供述書」（乙4）には、それぞれ全て、宣誓者本人の署名、及び、立会人弁護士の署名があり、村長が一人で書いたのではない（ナレーションが事実では無い）ことが、逆に証明されている。加えて、被告の「証拠説明書」にも、各宣誓供述書の作成者の欄には、それぞれ宣誓者本人の名前が記載されており、被告自らが、村長が書いたものでは無いことを認めており、ナレーションは、虚偽である。</p>	
07 「フィルム学芸員」	18分50秒～20分5秒 ナレーション:「遺骨の鑑定を引き受けているという人物を直撃した」「日本兵の遺骨をどう	さも科学的に正確な「日本人の遺骨であるか」という鑑定が必然であるかのような印象を与えた上で、原告はいかげんな鑑定し	鑑定していない（そもそも不可能である）という事実を捻じ曲げて、放送している。「個体数識別」を正確に放送せず、軽視	被告答弁書	ア 本シーンにおける「彼の仕事は、集まった遺骨の数を数えることが中心だという。」というナレーションは事実に合致している 原告の訴状においても「フィルム学芸員が行っている『個体数識別』は、・・・最終的な遺骨個体数を査定しているもので」と記載されているとおり、フィルム氏の行う「個体数識別」とは、収集された遺骨の個体数を算定することである。被告は、本シーンにおいて、「彼（被告代理人注：フィルム氏のこと）の仕事は、集まった遺骨の数を	乙1 乙1 乙4	ア このシーンの意味するところ。 本件番組では、フィルム氏の紹介部分で、次のように放送されている。―― 「専門家の鑑定とは、いかなるものなのか。」 「遺骨の鑑定を引き受けているという人物を直撃した。」 「日本兵の遺骨をどう選別しているのか。その答えは驚くべきものだった。」 フィルム氏:『私は「これは日本人の骨だ」と言ったことは有りません。』 『人間の骨を肉眼で見ても、何処の国の人間か分かるはずがありません。』	甲4、乙1

<p>選別しているのか、その答えは、驚くべきものだった」</p> <p>テロップ:私は「これは日本人の骨だ」と言った事はありません。人間の骨を肉眼で見ても、どこの国の人間かわかるはずがありません。</p> <p>つまり・・・</p> <p>「無理です 無理」</p> <p>ナレーション:「そもそもフィルム氏の専門は” 鉱物学”」「彼の仕事は集まった遺骨の数を数えることが中心だという」</p>	<p>か行っていないとの印象を与え、原告の社会的評価を貶めた。</p>	<p>する表現を使用している。</p>		<p>数えることが中心だという。」というナレーションをしたが、上記のとおり「個体数識別」が収集された遺骨の個体数を算定することであるから、上記ナレーションは事実に合致している。イ 本シーンにおける「そして、遺骨の鑑定を引き受けているという人物を直撃した。国立博物館学芸員のアーネスト・フィルム氏。」というナレーションに原告の指摘するような問題はない 被告は、本シーンにおいて、「そして、遺骨の鑑定を引き受けているという人物を直撃した。国立博物館学芸員のアーネスト・フィルム氏。」というナレーションをしている(乙1・8頁下から8行目)。本シーンの一つ前のシーンにおいて、ミンドロ島における遺骨収集の責任者を務める原告のスタッフが、「最後に専門家が鑑定して証明するんだよ。遺留品なんかが出ればおれでもわかるけど専門家が死亡した年などきちんと調べているんだ」と証言しているところ(乙1・8頁下から13行目)、上記ナレーション中の「鑑定」という言葉は、原告スタッフの上記証言を受けて用いたものである(上記ナレーションで「遺骨の鑑定を引き受けている“という”人物」という表現をしているのは、そのためである。)。また、原告自身も、自らのホームページ上において、フィルム氏の業務を「御遺骨の鑑定」と表記し、「鑑定」という言葉を用いている(乙14)。したがって、上記ナレーションに原告の指摘するような問題はない。</p>	<p>スタッフ:『つまり…』</p> <p>フィルム氏:『無理です。無理。』</p> <p>「そもそもフィルム氏の専門は「鉱物学」。彼の仕事は、集まった骨を数えることが中心だという。」</p> <p>フィルム氏:『鑑定はしていません。全ては「宣誓供述書」が根拠です。』</p> <p>これらを一般視聴者の普通の視点で見ると――</p> <p>「原告の遺骨鑑定人フィルム氏は、鑑定が出来ない専門外の人間であり、遺骨鑑定の際、宣誓供述書が有りさえすれば全て認めて、単に、遺骨の数を数えているだけの人物だった。」と判断するのが妥当である。</p> <p>しかし、実際のところ、フィルム氏は、宣誓供述書を元に、遺骨が日本兵であることの蓋然性の鑑定をおこなっており、日本の遺骨収集においては、個体数識別の専門家である。仮に、遺骨数を数えることがそのメインになったとしても、何も知らない一般視聴者が受け取るような「単に骨を数えているだけ」というものではなく、厚生労働省職員も同席確認している通り、骨の状況や部位を調べて個体数を割り出しており、年齢や性別、人種等も鑑定している。加えて、目視だけで骨の国籍を知ることは、世界中の誰が行ってもそもそも無理な話であり、なにもフィルム氏に限ったことでは無い。</p> <p>よって、本件番組で摘示された事実は、真実とは全く異なることになっている。</p> <p>これに対して、被告は、「個体数識別」は、遺骨の個体数を算定することであるから、ナレーションは事実に合致していると言うが、被告には、一般視聴者の視点が、欠落しているようである。</p> <p>イ 「遺骨の鑑定を引き受けている人物」という言葉の意味するところ</p> <p>被告は、フィルム氏の紹介において「遺骨の鑑定を引き受けているという人物」と表現したのは、ひとつ前のシーンにおいて、原告スタッフが「最後に、専門家が鑑定して証明するんだよ。」と証言したのを受けたものであると述べ、かつ、原告ホームページでも「鑑定」という言葉を用いているから、本件番組でのナレーションは、問題無いとするが、上記2-(2)オで言葉の定義をしたように、原告のいう「鑑定」は、日本人であることの「蓋然性の鑑定」を意味しており、被告が、本件番組で意味しているところの「日本人であることの判定(国籍判定)」とは、全くその意味が異なっている。</p> <p>本訴において何度も説明しているように、遺骨の鑑定ではDNA鑑定等の「科学的鑑定」以外では、国籍を特定することは不可能であり、日本の遺骨収集においては、一部の例外を除き、殆ど行われてきていない。この点につき、丁寧な取材をすればすぐにでも分かることであるが、被告は、その事実を知っていながら、本件番組において、悪戯に「日本兵であることの判別」にこだわって報道している点は、非常に悪質であり大問題である。</p>
---	-------------------------------------	---------------------	--	--	---

<p>08 「まとめ/結論」</p>	<p>20分25秒～21分 ナレーション:「形ばかりの鑑定と、いい加減な宣誓供述書」 「三週間に渡る追跡から見えてきたのは、厳正であるべき遺骨収集の杜撰な実態だった！」 鎌田解説委員独自:「フィリピン人の遺骨が日本兵のものとして送還されているという疑惑、もはやそれは、疑いようの無い事実であると、私には思えました。」</p>	<p>原告の行っている遺骨収集事業には、形ばかりの鑑定と、いい加減な宣誓供述書に基づく杜撰な実態があり、その結果フィリピン人の遺骨が大量に日本に送還されているとの印象を与え、原告の社会的評価を貶めた。</p>	<p>「鑑定」は不可能であり、そもそも行っていないので、「形ばかり」で有るはずも無い。「宣誓供述書」は公正証書化された正式な法的文書である。根拠自体が虚偽・捏造であり、その上に立った結論は、意味のない誹謗中傷である。原告の遺骨収集現場を一度も取材せずして、その実態が分かるはずも無い。虚偽を根拠とした、結論の捏造である。ごく一部の誤った周辺取材から、原告の事業そのものの実態を結論づけると、暴挙である。</p>	<p>甲 1.2 .3 他</p>	<p>ア 「いい加減な宣誓供述書」というナレーションは事実合致している 上記1(2)アで述べたとおり、フィリピンでは、遺骨発見者以外の者が、遺骨の発見場所・状況や遺骨が日本兵のものと考えられる理由を遺骨発見者に確認することなく、宣誓供述書を作成するという場合がある。被告が本件番組で問題としているのは、遺骨発見者以外の者が宣誓供述書を作成していることではなく(そのようなケースが存在することは被告も承知している)、遺骨発掘者以外の者が、遺骨発見者に必要な事項を確認しないままに宣誓供述書を作成しており、適正な手続を欠いているということである。 また、上記1(2)イで述べたとおり、宣誓供述書に、遺骨の発見場所・状況及び遺骨が日本兵のものであると遺骨発見者が判断した理由が不明確にしか記載されていない。宣誓供述書をもって日本人の遺骨であることの根拠とするのであれば、事後に日本人の遺骨であるかどうかを検証できるよう、遺骨の発見場所及び遺骨発見者が日本兵の遺骨であると判断した理由が明確に記載されている必要がある。宣誓供述書が正規の法律文書であり、公正証書化されているとしても、上記の記載を欠く宣誓供述書が日本人の遺骨であることの根拠たりえないのは当然である。このように宣誓供述書の作成方法はずさんであり、「いい加減な宣誓供述書」という本シーンのナレーションは事実合致している。 イ 「形ばかりの鑑定」というナレーションは事実合致している 上記1(3)で述べたとおり、原告が収集した遺骨について、日本人の骨かどうかという点に関する専門家による鑑定は全く行われていない。現に、数年前までは、フィリピン大学の考古学者フランシスコ・ダター教授が、遺留品等を手掛かりに、遺骨が日本人のものであるかどうかの鑑定を行っていた(乙5)。原告も認めるとおり、現在は日本</p>	<p>乙 5</p>	<p>ア 「形ばかりの鑑定」について 被告は、フィリピン大学のダター氏を例に挙げて、その主張を展開しているが、ダター氏も周辺住民からの聞き込みなどによる「蓋然性の鑑定」しか行っておらず、被告の認識は、明らかに間違っている。その様子は、原告調査団が同行撮影しており、間違いはない。(甲6) 更に、ダター氏の鑑定については、遺骨の数が多いと鑑定を放棄する、現場が遠いと行かない、遺留品の判別知識が原告倉田より劣っている等、非常に問題も多く、本人自らも日本のメディアからの取材に対しても「私のやっていること(鑑定)は、要は『Guess』(当て推量)です。」(甲6)と述べていることからしても、その正確性は、被告の期待しているものとは、かけ離れており、ましてや、1981年から日本の遺骨収集に参加してきたフィルム氏の個体数識別や蓋然性の鑑定が、ダター氏に劣ることは無い。 いずれにしても、本件番組においては、「日本人であると特定されること」のみにこだわった被告独善の観点からすれば「いい加減な鑑定」であると決定づけているに過ぎず、その観点をもってすれば、現在までの日本の遺骨収集事業の全て、つまりは、千鳥ヶ淵戦没者墓苑に仮安置されている数十万にも及ぶ御遺骨の全てが怪しいと称していることになり、現実に則した事実とは正に異なるものである。加えて、その責任を原告のみに当てはめて、原告が杜撰であると報道した点につき、非常に恣意的であり、その真実性は全く担保されていない。 イ 「いい加減な宣誓供述書」について 被告は、アバタン村での取材を例にとり、フィリピンでは、遺骨発見者以外の者が、遺骨の発見場所・状況や遺骨が日本兵のものと考えられる理由を発見者に確認することなく、宣誓供述書を作成する場合があるので、適正な手続を欠いていると指摘するが、上記2-(2)エ、及び、3-(02)(05)(06)で述べたとおり、被告の取材が不確かなだけであり、原告の収集現場においては、確認し</p>	<p>甲 4、 甲 6、 乙1</p>
------------------------	--	--	---	-------------------------------	--	----------------	---	-------------------------------------

			<p>「疑い」を「事実」として、視聴者に誤解を与える手法である。</p>	<p>人の遺骨であることの専門家による判断は全く行われておらず、フィルメ氏による「個体数識別」が、ダター教授の鑑定に比べて正確性の点で大いに後退していることは明白であり、「形ばかりの鑑定」という本シーンのナレーションは事実に合致している。ウ 「厳正であるべき遺骨収集のずさんな実態」というナレーションは事実に合致している。上記ア及びイで述べたとおり、原告が正しい加減な宣誓供述書を根拠とし、また、形ばかりの鑑定しか行われていないため、原告の行う遺骨収集作業を「ずさん」と表現したのであり、「厳正であるべき遺骨収集のずさんな実態」という本シーンのナレーションは事実に合致している。エ 鎌田のコメントはキャスターとしての見解を述べたものであり、事実摘示ではない。上記第1の1で述べたとおり、「フィリピン人の遺骨が日本兵のものとして送還されているという疑惑。もはやそれは疑いようのない事実であると私には思えました。」という本シーンにおける鎌田のコメントは、鎌田がこれから倉田氏にインタビューするにあたっての独白であり、これにより、本件番組において摘示された事実が「フィリピン人の遺骨が混入していること」に替わるものではないし、鎌田自身が混入の事実を摘示したものでない。</p>	<p>て作成しているため、問題は無い。</p> <p>また、被告は、宣誓供述書の記載事項を以て、被告の定義するところの必要事項が書かれていないから、「日本人の遺骨であることの根拠とならない」旨を主張しているが、そもそも、宣誓供述書は、国籍を断定するためのものではなく、その蓋然性を高めるためのものであるため、被告の主張は的外れである。</p> <p>更に、宣誓供述書の必要記載事項等についても、被告は独善的な主張を展開しているが、宣誓供述書の適性を判断しているのは日比両政府である点、及び、現場の実情・実態を理解していない点において、被告独自論の押し付けでしかない。</p> <p>ウ 「杜撰な遺骨収集の実態」について</p> <p>上記、摘示事実ア、イの真実性が担保されないため、その帰結である摘示事実「杜撰な遺骨収集の実態」も当然、真実性を有しない。</p> <p>エ 「フィリピン人の遺骨が、日本兵のものとして大量に送還されている事実は、疑いようのない事実である」(鎌田ナレーション)について</p> <p>本シーンにおける番組キャスター鎌田氏の独白ナレーションは、一般視聴者の視点から見れば、明らかに番組として、「大量混入の事実」を摘示したものであり、「鎌田氏が次のインタビューに際しての独自の見解を述べたものである」という被告の主張は、意味を為さない。</p> <p>この時点では、まだ、この後、鎌田氏が何処に向かうのかは、視聴者には知らされておらず、一般視聴者が、次に展開される原告インタビュー前の動機と心情などは、理解できようがない。</p> <p>加えて、この独白シーンは、フィリピン取材のまとめとして「形ばかりの鑑定」といい加減な宣誓供述書。3週間にわたる追跡から見えてきたのは、厳正であるべき遺骨収集の杜撰な実態だった。」というナレーションに次ぐ、すぐ後のコメントであり、一般の視聴者の普通の注意と視聴の仕方を基準とすれば、番組キャスターが、取材の結論付けとしての見解を述べているものと判断するのが妥当である。</p> <p>また、鎌田氏が、NHK解説委員であることは、一般視聴者にも知られていることであり、被告の立場のある職員が、番組キャスターとして述べた見解は、たとえ独白という形をとっていたとしても、一般視聴者にとっては、被告の見解、番組としての現地取材の結論であると受け取るのは、必然である。</p>
--	--	--	--------------------------------------	---	--

<p>09 「原告インタビュー」及び「厚生労働省での鎌田発言」</p>	<p>23分30秒～23分45秒 ①鎌田：「仮に盗掘されたものがそのまま焼かれて日本に持ってこられるということになると、或いは、盗掘じゃなくても混じったものが日本に行くことになる、フィリピンにも遺族の人たちいるわけですね。その感覚が欠落している、足りないんじゃないかと。」 倉田：「そうですね。確かにフィリピンの人たちへの配慮というのは、そういう面から見ればかなり低いかもしれません。ただそれを気にしてしまうと、もう遺骨収集は出来ませんよ。はい。実際問題として。今、仮に我々がこうやってNHKさんにも叱られるし、もうやめましようと言って止めたら、フィリピンから遺骨帰ってこないですよ。」</p>	<p>原告は、日本兵の骨とされるものの中に、フィリピン人の骨が混入することを容認しているかのような印象を与え、原告の社会的評価を貶めた。</p>	<p>2時間にもわたるインタビューを背景事項や内容の経緯を伏せて、繋ぎ合わせ、別の意図を生み出す、虚偽内容のシーンを捏造している。被取材者の意図とは、全く異なる内容である。放送日直前に収録されており、番組の公平・中立性を欠いている。「容認していない」ことを容認していると虚偽放送している。</p>	<p>別途提出の予定あり。</p>	<p>ア 鎌田の質問に対する倉田氏の発言について 倉田氏は、本件番組の取材インタビューにおいて、鎌田の「仮に盗掘されたものがそのまま焼かれて日本に持ってこられるということになると、あるいは盗掘じゃなくても混じった物が日本に行くということになると、フィリピンにも遺族の人たちいるわけですね。そこに感覚が欠落しているのではないかと、足りないのではないかと。」という質問に対して、「そうですね。確かにフィリピンの人たちに対する配慮というのは、そういう面から見ればかなり低いかもしれません。ただそれを気にしてしまうと、もう遺骨収集は出来ませんよ。はい。実際問題として。今、仮に我々がこうやってNHKさんにも叱られるし、もうやめましようと言って止めたら、来年から、フィリピンから遺骨帰ってこないですよ。」と発言している。上記1(1)ア(ア)で述べたとおり、倉田氏は、鎌田のフィリピン人への配慮が欠落しているという指摘に対して、フィリピン人への配慮がかなり低いことを認めたとうえで、混入することを気にしていたらフィリピンで遺骨収集はできないと、いわば開き直りとも言える態度で反論するものであって、上記の倉田氏の発言がフィリピン人の骨の混入を容認するものであることは明らかである。イ 内山の質問に対する倉田氏の発言について また、倉田氏は、内山の、「この体制組んだときに、こういうことが起こることは当然想定なさっていると考えていいんですか?」という質問に対して、「はい。そこは確信犯です。」と発言している。上記1(1)ア(イ)で述べたとおり、内山の上記質問は、日本兵以外の骨が持ち帰られるという事態が起こることを当然わかって活動しているのではないかとこのやり取りの中でなされたものであり(乙2・18頁右段～19頁左段参照)、「こういうこと」とは「フィリピン人の骨が混入すること」を意味している。これに対して、倉田氏が「確信犯です」と答えたということは、原告が収集した遺骨の中にフィリピン人の骨が混入することを容認していることにほかならない。この点につき、原告は、「確信犯」という言葉は「新体制に対する批判が持ち上がってくること」について確信犯であるという意味であると弁解するが、上記発言の前後のインタビューの中で原告の新体制に対する批判についての話は全くなされておらず、「確信犯」という言葉が原告の主張するような意味で用いられたものではないことは明らかである。ウ 鎌田の厚生労働省での発言は事実と合致したものである。上記ア及びイで述べたとおり、倉田氏は、被告のインタビューにおいて、原告が収集した遺骨の中にフィリピン人の骨が混入することを容認する発言をしている。したがって、鎌田の、厚生労働省における、「日本兵以外の骨が混じってもある程度仕方がないと。つまり遺骨が</p>	<p>乙2</p>	<p>ア 原告インタビューでの倉田発言について 2-(2)イで述べたとおり、原告は、遺骨の混入を容認しておらず、出来る限り混入を避けるべく常に細心の注意を払って活動している。にもかかわらず、被告が、原告の「可能性を0%にすることは出来ない」という旨の発言を独自の解釈で「容認している(ある程度仕方がない)」と、その意味を変化させ間違った意識で、インタビューシーンを編集し、かつ、全く別の質疑で答えた、倉田の「確信犯」発言を繋げて、あたかも、原告が「遺骨の混入を気にせず」事業を行っているように、見せかけたものである。 ①鎌田氏とのやりとり 被告は、倉田が「フィリピン人への配慮がかなり低いことを認めた上で、混入することを気にしていたらフィリピンで遺骨収集は出来ない」と発言したと解釈しているが、それは、誤った意識である。 原告準備書面1でも述べたとおり、鎌田氏の質問は、あくまでも「仮に」、混入していたとしたら、フィリピン人への配慮が足りないのではないかと。との仮定上の話である。それに対して、倉田は、「事実上、可能性が0%ではないので、フィリピン人への配慮と言われれば、それは足りない。」と真摯に認め、かつ、「フィリピン人への配慮等を中心に考えて、遺骨混入の可能性を0%にするのみに捉われてしまうと、遺骨自体が日本に帰ってこなくなる」と、遺骨収集の実情を端的に述べただけであり、被告が主張の途中で言葉を替えたような「混入することを気にしていたら、収集は出来ない」という意味では無い。事実、原告は、混入を避けるべく努力しながら収集を行っている。 また、訴外亀井氏をはじめとして、遺族の中には、「日本人であることが100%確実でないなら、遺骨は帰さなくても良い。」という意見もあり、遺骨収集に対する日本人の様々な感情、意見を踏まえた上で、回答したものである。 ②内山氏とのやりとり 被告は、該当するインタビュー前後に「新体制への批判」に対する話が全く為されていないと主張するが、被告の原告インタビューは、総じて、宣誓供述書を採用した原告新方式への批判的質疑が主であり、随所にその話が持ち上がっているので、「話が出ていない」という被告の主張は、全く理解できない。 2時間にも及ぶインタビューでは、盗難遺骨の話、宣誓供述書の是非、遺骨鑑定の問題、遺骨混入の可能性等、様々な話題が出ており、これらは、全て、原告の新方式に対する批判的観点で、質疑が行われている。 実際のインタビューでは、時間の流れや、それまでの話を総合して会話が行われるものであり、長時間に渡るインタビューの後半で行われた質問に対し、倉田がその日の話の全体的な回答をしていたとしても、何ら不思議はない。倉田は、全般を通して、出来るだけ正確に取材に対応するべく、常に、総合的な観点から回答をしており、この「確信犯」発言も、内山氏の質問意図の真偽はともかく、少なくとも倉田は、「新体制を組んだ時には、予め、様々な批判が持ち上がって</p>	<p>甲8、乙2、乙3</p>
-------------------------------------	---	--	--	-------------------	---	-----------	--	-----------------

<p>②内山：「この体制組んだ時に、こういう事が起こることは当然想定なさっていると考えていいんですか？」</p> <p>倉田：「はい。そこは確信犯です。」</p> <p>内山：「確信犯？」</p> <p>倉田：「はい。」</p> <p>24分～24分30秒</p> <p>鎌田：「日本兵以外の遺骨が混じっても、まあ、ある程度仕方が無いと、つまり、遺骨が日本に戻ってくることを優先するわけだから、その中に混じっても仕方が無いと、というふうなおっしゃり方をするんですよ。」</p>		<p>日本に戻ってくることを優先するわけだからその中に混じっても仕方が無いというふうなおっしゃり方をするんですよ。」という発言は事実と合致したものである。</p>	<p>来ることを想定していた。」「ひいては遺骨収集に対する国民の関心が高まることについて『確信犯』である。」（甲8、乙3）と答えたものであるから、遺骨の混入を容認した回答では無い。</p> <p>被告が、自らの主張を盲信するあまり、取材相手の意図をくみ取れず、自分都合に合わせて、その趣旨を取り違えたものである。</p> <p>そもそも、「こういうこと」という抽象的な表現を用いている箇所を便利に使用して、全く別のシーンを切り貼り編集している点につき、被告の恣意的な思惑も感じ取れる。</p> <p>イ 鎌田氏の厚生労働省での発言について</p> <p>上記①、②のとおり、倉田の発言は、いずれの場合も、「原告が遺骨の混入を容認している」旨の発言ではない。よって、鎌田氏の厚生労働省での発言「日本兵以外の遺骨が混じっても、まあ、ある程度仕方が無いと、つまり、遺骨が日本に戻ってくることを優先するわけだから、その中に混じっても仕方が無いと、というふうなおっしゃり方をするんですよ。」は、事実と合致していない。どころか、虚偽の発言を通じて、厚生労働省から、番組製作上都合のいい回答を引き出そうとした疑いすら存在する。</p>
--	--	---	---